

国土交通省の政策評価
(令和4年度予算概算要求等関係)

令和3年8月

国土交通省

令和4年度予算概算要求等に係る評価について

○令和4年度予算概算要求等に向けて、新規施策を対象とした政策アセスメント、個別研究開発課題評価、租税特別措置等に係る政策評価及び個別公共事業評価の4つを実施。

1. 政策アセスメント

令和4年度予算概算要求に係る新規施策について、必要性、効率性、有効性等について評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件

2. 個別研究開発課題評価

令和4年度の予算概算要求等に反映することを目的として評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件

3. 租税特別措置等に係る政策評価

令和4年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件

事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件

4. 個別公共事業評価

令和4年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について評価を実施。

新規事業採択時評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・7件

再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8件

1 政策アセスメント

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和2年6月一部変更）に基づき、令和4年度予算概算要求にあたって、予算概算要求に係る表1の3件の施策について評価を実施した。これらの評価結果については、施策の概要や目的とともに評価書としてまとめ、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000004.html

表1

1	自動運転（レベル4）の法規要件の策定に向けた調査・検討
2	無操縦者航空機の暫定運用の実施
3	2027年国際園芸博覧会事業費補助金の創設

2 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

また評価にあたってはその公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成31年3月策定、令和2年6月一部変更)に基づき、令和4年度予算概算要求にあたって、表2のとおり事前評価5件を実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

表 2

1	社会環境の変化に対応した住宅・建築物の性能評価技術の開発
2	R C造マンションの既存住宅状況調査等の効率化に向けたデジタル新技術の適合性評価基準の開発
3	既存オフィスビル等の省エネ化に向けた現況診断に基づく改修設計法に関する研究
4	効率的な維持管理に向けた既存港湾施設の BIM/CIM 構築手法に関する研究
5	脱炭素化の推進に向けた沿岸環境保全技術における炭素貯留効果を最大化する手法の開発

3 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和2年6月一部変更）及び令和3年度国土交通省事後評価実施計画（令和3年3月26日変更）に基づき、令和4年度税制改正要望にあたって、表3のとおり2件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、5件の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

政策評価を実施する租税特別措置等

○事前評価（国土交通省主管分）

1	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充

○事後評価

1	特定農山村地域における特別控除
2	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合）
4	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
5	熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置（被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例）

4 個別公共事業評価

1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領等に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴取した。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和2年6月一部変更）及び令和3年度国土交通省事後評価実施計画（令和3年3月26日変更）に基づき、令和4年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について、別添のとおり新規事業採択時評価7件、再評価8件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書

(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html)

事業評価カルテ及び関連資料

(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク

(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

■令和4年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価について (直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・各事業で定められた事業評価手法で指標の算出を行った事業について、その値を記載している。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
広島県	広島地方合同庁舎防災棟	67	124	100	121	
高知県	宿毛海上保安署	4.7	118	100	121	
高知県	土佐清水海上保安署	4.7	127	100	121	

(注) 営繕事業の特性を踏まえ、より適切に評価する観点から、平成20年度新規採択時評価より評価手法の見直しを行っている。

事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

(採択要件:事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

【船舶建造事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	評価
-	大型巡視船(PL型)3隻建造 海上保安庁	414	整備しようとする大型巡視船(PL型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。
-	大型巡視船(PL型)1隻建造 海上保安庁	74	整備しようとする大型巡視船(PL型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。
-	ヘリコプター搭載型巡視船 (PLH型)1隻建造 海上保安庁	154	整備しようとするヘリコプター搭載型巡視船(PLH型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、砕氷能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。

(注) 海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	備考
北海道	函館航空基地の施設整備(格納庫の整備) 海上保安庁	17	110	100	110	

(注) 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
 事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
 (採択要件: 事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)

■令和4年度予算概算要求に係る再評価について(直轄事業等)

・事業評価対象の直轄事業等(直轄事業および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。))を対象としたものである。

・事業評価の実施にあたっては、貨幣換算した便益だけではなく、貨幣換算することが困難な定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を含めて総合的に評価を行っているが、本一覧においては、B/Cの算出を行った事業について、その値を記載している。

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

都道府県 (実施箇所)	事業名	全体事業費 (億円)	B/C	対応方針	備考
北海道	幾春別川総合開発事業	1,667	1.2	継続	
岩手県	北上川上流ダム再生事業	300	1.2	継続	
秋田県	成瀬ダム建設事業	2,230	1.2	継続	
岐阜県	木曾川水系連絡導水路事業	890	1.2	継続	
三重県	川上ダム建設事業	1,180	2.9	継続	
滋賀県	大戸川ダム建設事業	1,163	1.2	継続	
長崎県	本明川ダム建設事業	730	1.3	継続	
宮崎県	岩瀬ダム再生事業	500	2.2	継続	